

《園での与薬について》

病児、病後児体制でない当園において、薬の事故が起こらないよう、保護者の皆様のご協力をお願い致します。また、本来与薬は『医師』、または『保護者』のみに権利と責任があり、第三者が与薬することは原則として禁止されています。そのような背景をふまえた上で、医療の専門機関ではない保育施設が与薬を適切に行うため、以下のような方法を定めていますので、ご協力をお願い致します。ただし、保護者の方のご事情も配慮しまして、一定の条件のもとでお薬をお預かりする場合があります。

①病院受診をされる時は、次のことを主治医にお伝えください。

1、〇〇時～〇〇時まで保育園に在園していること。

2、保育園では原則として薬の使用ができないこと。

☆病気の種類や症状によっては薬の服用回数を朝・夕の2回にできることもあるそうです。また、3回の場合でも保育園に持ち込まない飲み方、朝・夕・寝る前などができないか主治医に必ずご相談ください。

②やむをえず薬を持参される場合

1、園の『くすりの依頼書』と医薬品(1回量)と合わせて必ず職員に手渡しでご提出下さい。

☆『くすりの依頼書』は保護者が記入して下さい。

☆1種類のくすりにつき、1枚の依頼書の提出となります。2種類のくすりをお預かりする場合には、2枚の依頼書の提出となります。

☆依頼書未提出・依頼書の不備等、正しくくすりとお預かりできない場合にはくすりをお預かりできません。

2、お薬袋、容器には必ず【日付】【クラス】【園児名】をご記入ください。

3、医療機関からの処方であること、保護者の判断で持参した薬は対応できません。

4、処方期間を過ぎて、なお与薬が必要な場合は、再度、『くすりの依頼書』を提出頂きます。

5、慢性疾患の日常における与薬、処置につきましては、看護師までご相談下さい。

6、外傷・湿疹・とびひなどの皮膚の病気で保護を必要とする場合は、ガーゼ・絆創膏・テープなどもお持ち下さい。

7、軟膏などについても、ご家庭で対応できるものについては時間をずらして頂けるようご協力をお願い致します。

③ホクナリン(気管支拡張)テープ使用について

☆別紙参照